松江市景観計画の概要図

（令和２年３月末現在）

［問い合せ先］〒690-8540　松江市末次町 86 番地　松江市役所　別館３階
まちづくり部 建築審査課 景観指導係　TEL：(0852)55-5387　FAX：(0852)55-5552

目 的　市民、事業者、行政がそれぞれの責務を積極的に果たしながら、美しく風格ある松江固有の景観を守り（保全）、開発と保全との調和のとれた快適で安全な魅力あるまちを育て（創造）、市民共有の財産として後世に伝えること（継承）

基 本 理 念　自然・歴史・文化が呼応する松江の風景
住むひとが誇りと愛着を感じ、訪ねるひとの心に残る松江の景観づくり

基本方針

① 水辺、山並みなど景観の骨格となる資源の保全
② 松江市が誇るかけがえのない景観資源の保存
③ 地域に対する誇りと愛着を育むまちなみ景観の保全、形成
④ 都市の発展や活性化に資する快適で安全な魅力ある景観の形成
⑤ 市民、事業者、行政の意識の醸成

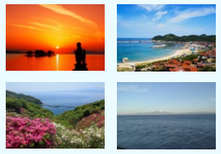

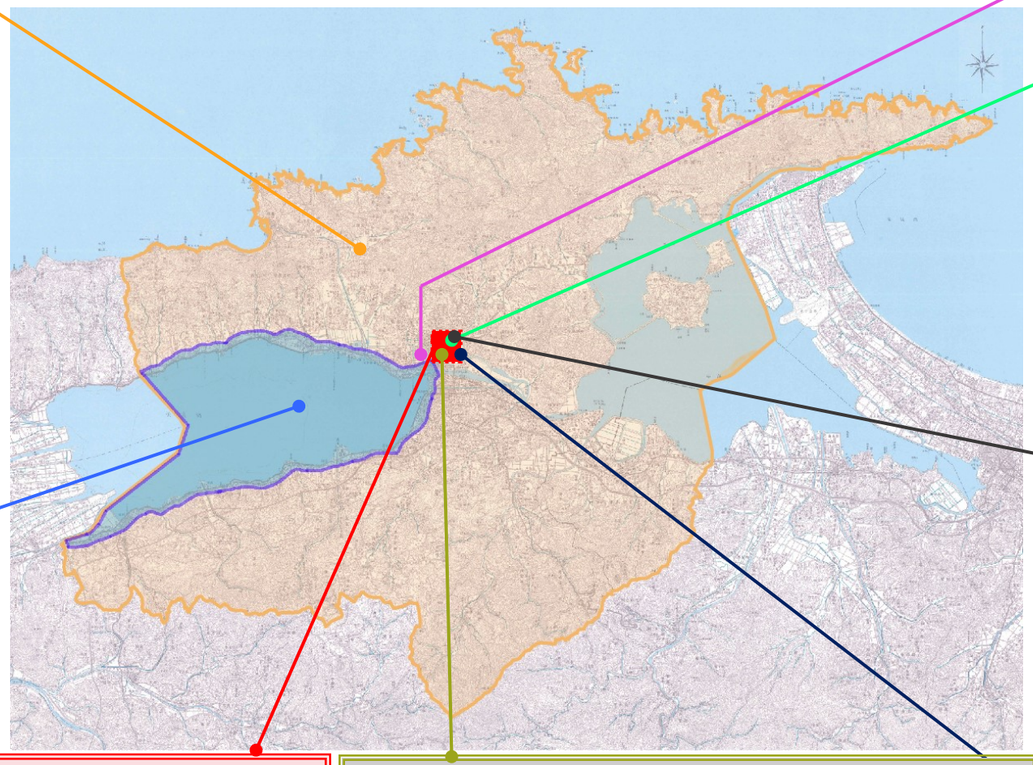

松 江 市 景 観 計 画 区 域

【対象区域】松江市全域

【届出対象行為】　建築物や工作物で高さ 13mを超える又は建築面積 1000 ㎡を超えるものや大規模な開発行為

【景観形成基準の特徴】

・景観形成上の影響が大きい大規模な建築物や工作物等の建設行為について、緩やかな規制・誘導を行います。

・松江市全域に点在する特色を持った地域や展望地、道路や河川を**「景観上重要な地域・展望地・道路・河川」**として位置付け、それらとの調和を図りながら良好な景観を形成します。

・松江城、田和山史跡公園、大塚山公園を**「主要な展望地」**として定め、個別の景観形成基準を設け、湖面景観や山稜に対する眺望景観の保全を図ります。

例）天守から宍道湖の湖面が見える範囲で、嫁ヶ島の水際線を延長した線を侵さないこと

宍 道 湖 景 観 形 成 区 域

平成 19 年 3 月指定

【対象区域】宍道湖周辺（※宍道湖含む）（国道９号・国道４３１号・主要地方道松江鹿島美保関線から約２００ｍの区域、JR 山陰本線及び一畑電鉄軌道敷から宍道湖側の区域）

【届出対象行為】軽微なものを除く建築物や工作物の建設、開発行為、木竹の伐採など（個人用の一戸建て専用住宅及び農林水産業併用住宅を除く）

【景観形成基準の特徴】

・宍道湖の湖水面と湖辺を一体的に捉えた景観形成を図っています。

・特に宍道湖への眺望、宍道湖からの眺望を重視した景観形成を推進しています。

・湖畔都市ゾーン、水際景観ゾーン、湖畔集落ゾーンなどゾーン区分を設け、それぞれの景観特性を生かした景観形成基準を定めています。

清 光 院 下 景 観 形 成 区 域

【対象区域】　外中原町の一部

【届出対象行為】　伝統美観保存区域に同じ

【景観形成基準の特徴】

城下町の趣や歴史的風情の保存、修景を目的とした、きめ細かな基準を定めています。

例）高さ 12m 以下とする、屋根は勾配屋根とし、いぶし瓦や黒瓦を基本とする･･･など

北 堀 町 景 観 形 成 区 域

平成 19 年 12 月指定

【対象区域】北堀町全域と奥谷町の一部（伝統美観保存区域を除く）

【届出対象行為】伝統美観保存区域に同じ

【景観形成基準の特徴】

城下町の趣や歴史的風情の保存、修景を目的とした、きめ細かな基準を定めています。

例）高さ 12m 以下とする、屋根は勾配屋根とし、いぶし瓦や黒瓦を基本とする･･･など

石 橋 一 区 景 観 形 成 区 域

【対象区域】石橋町の一部、奥谷町の一部　　平成 30 年 3 月指定

【届出対象行為】伝統美観保存区域に同じ

【景観形成基準の特徴】

城下町の趣や歴史的風情の保存、修景を目的とした、きめ細かな基準を定めています。

例）高さ 12m 以下とする、屋根は勾配屋根とし、いぶし瓦や黒瓦を基本とする･･･など

伝 統 美 観 保 存 区 域

平成 19 年 3 月指定

【対象区域】松江城周辺（塩見縄手地区、普門院外濠地区、城山内濠地区）
※今後、松江市に点在する伝統美観を持つ地域を指定し、追加・拡充を図ります。

【届出対象行為】
軽微なものを除く建築物や工作物の建設、開発行為、木竹の伐採など

【景観形成基準の特徴】

・地区の歴史的・伝統的景観の保存、修景を目的としたきめ細やかな基準を定めています。

例）高さ 12m以下とする、歴史的景観に配慮する…など

・塩見縄手地区については、「景観地区」に指定し、罰則を伴う建築物・工作物の形態意匠に関する基準を定めています。

内 中 原 町 景 観 形 成 区 域

令和 2 年 3 月指定

【対象区域】内中原町全域

【届出対象行為】伝統美観保存区域に同じ

【景観形成基準の特徴】

・城下町の趣や歴史的風情の保存、修景を目的とした、きめ細かな基準を定めています。

・現況の土地利用状況などからＡ，Ｂ，Ｃの３つの区域に分け、それぞれの景観特性を生かした景観形成基準を定めています。

北殿町惣門橋通り景観形成区域

【対象区域】殿町の一部　　平成 28 年 12 月指定

【届出対象行為】伝統美観保存区域に同じ

【景観形成基準の特徴】

城下町の趣や歴史的風情の保存、修景を目的とした、きめ細かな基準を定めています。

例）高さ 12m 以下とする、屋根は勾配屋根とし、いぶし瓦や黒瓦を基本とする･･･など

裏面に区域の詳細図を掲載

景観計画重点区域図

伝統美観保存区域　北殿町惣門橋通り景観形成区域

北堀町景観形成区域　石橋一区景観形成区域

伝統美観保存区域(3地区)

① 塩見縄手地区（景観地区）
② 普門院外濠地区
③ 城山内濠地区

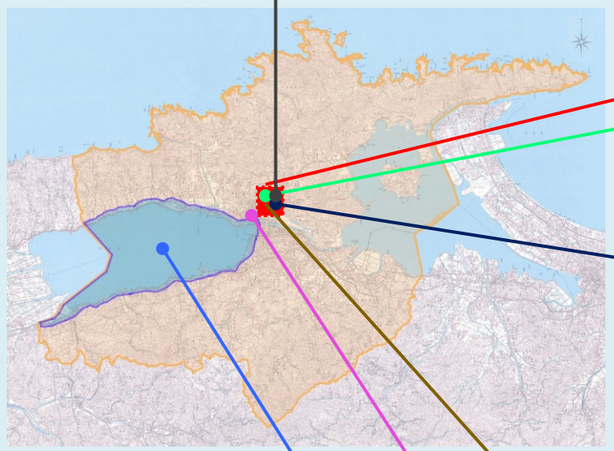

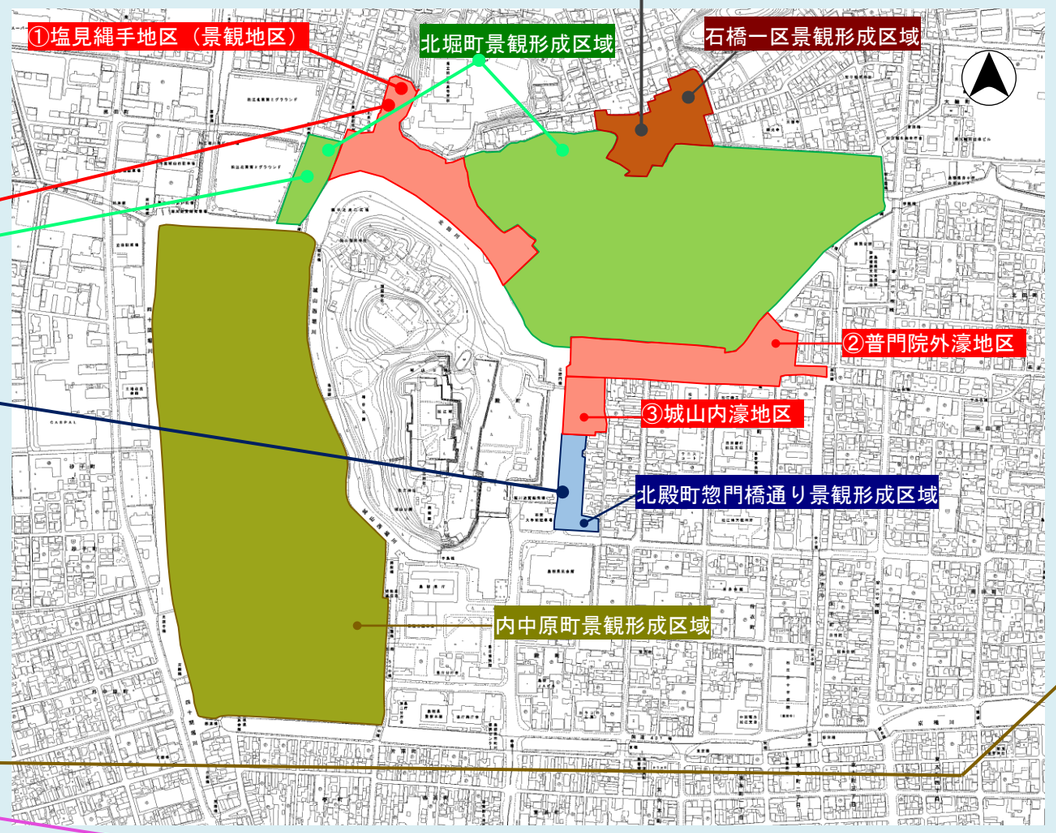

内中原町景観形成区域

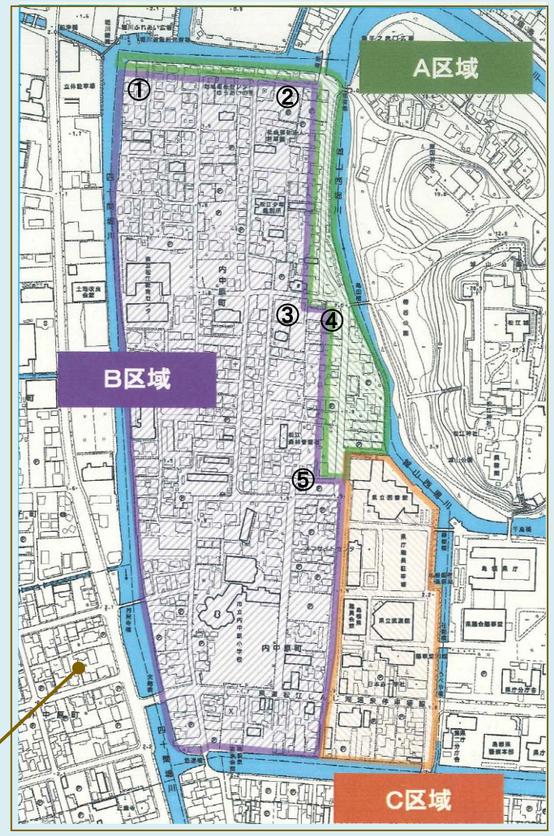

【Ａ区域の範囲】（上図の①～⑤の境界は以下のとおり
①～②：堀川に面する敷地
②～③、③～④、④～⑤：
市道図書館西通線の道路境界線から 10m線界
※行為が他の区域にまたがる場合、行為の全てにＡ区域の基準を適用する。

宍道湖景観形成区域

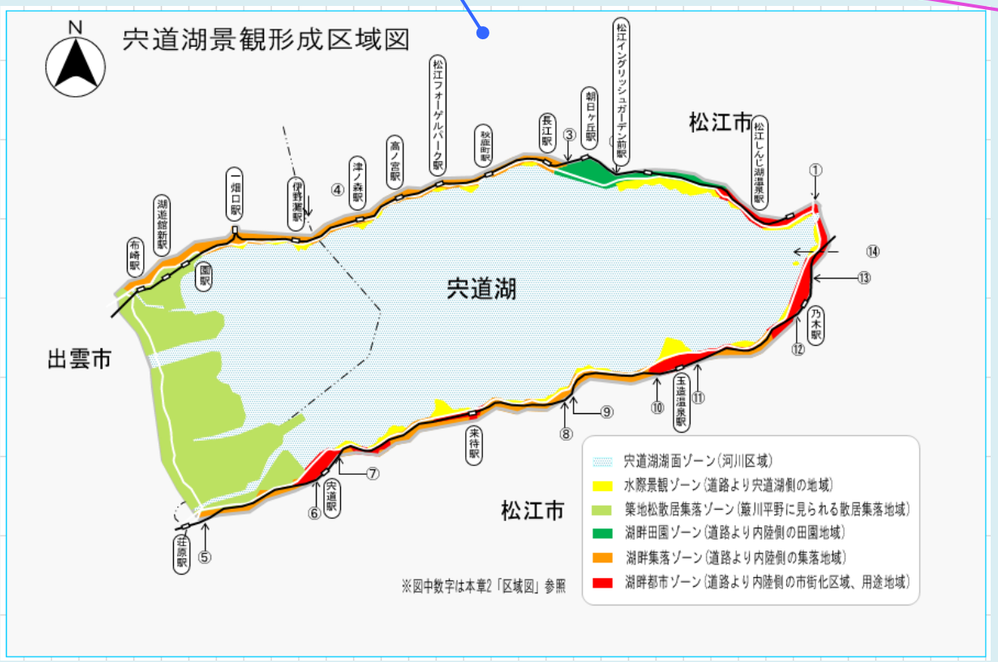

［宍道湖景観形成区域の範囲］

（左図の①～⑭の陸域側の境界は以下のとおり）

①～②：一般国道 431 号の道路中心線から 200m線界
②～③：一畑電鉄軌道敷（含）界
③～④：一般国道 431 号の道路中心線から 200m線界
④～⑤：松江市行政界
⑤～⑥：一般国道 9 号の道路中心線から 200m線界
⑥～⑦：ＪＲ山陰本線軌道敷（含）界
⑦～⑧：一般国道 9 号の道路中心線から 200m線界
⑧～⑨：ＪＲ山陰本線軌道敷（含）界
⑨～⑩：一般国道 9 号の道路中心線から 200m線界
⑩～⑪：ＪＲ山陰本線軌道敷（含）界
⑪～⑫：一般国道 9 号の道路中心線から 200m線界
⑫～⑬：ＪＲ山陰本線軌道敷（含）界
⑬～⑭：一般国道 9 号の道路中心線から 200 線界
⑭～①：主要地方道松江鹿島美保関線の道路中心線から 200m線界

※敷地の一部が宍道湖景観形成区域内に存する場合、その敷地の全体が宍道湖景観形成区域内にあるものとみなします。
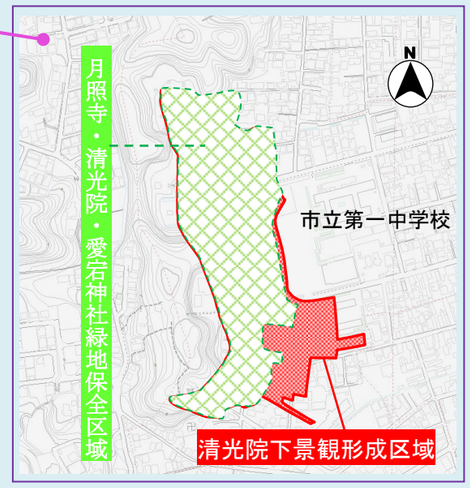
清光院下景観形成区域